

お知らせ**緊急事態宣言再発令に伴う特別取扱の追加実施について**

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
当社では、新型コロナウイルス感染症によるお客さまへの影響が長期化し、緊急事態宣言が再発令された状況を踏まえ、下記の特別取扱の追加実施を決定しましたのでお知らせいたします。

<今回追加実施を決定した特別取扱の内容>

●保険料払込猶予期間の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により保険料のお払込みが困難な場合、ご契約者さまからのお申し出により、保険料のお払込みを猶予する期間（ご契約更新後の保険料のお払込みを含む）を最長6か月（2021年7月31日まで）に延長いたします。

なお、当社では、今回追加実施する特別取扱に加えまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまに対しまして、下記のような特別取扱も引き続き行ってまいります。お取扱いの詳細につきましては、下記の専用窓口までお問合せくださいますようお願い申し上げます。

●保険金・給付金請求手続きの簡易取扱い

お客さまからのお申し出により、必要書類を一部省略する等の簡易・迅速なお取扱いをいたします。

●入院給付金に関する特別取扱い

以下の場合には、その期間に療養した事実のわかる医師の証明書等をご提出いただくことで、入院給付金のお支払い対象といたします。

- 医療機関が満床等の理由で入院できず、都道府県が設置した宿泊施設等や自宅において入院と同等の療養を受けた場合
- 医療機関が満床等の理由で当初予定日より退院が早まり、都道府県が設置した宿泊施設等や自宅において入院と同等の療養を継続した場合

以上

<お問合せ窓口>

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別措置受付専用ダイヤル

0120-272-860（平日9:00-17:00）

※お問合せ状況によりお電話につながりにくい場合がございます。
ご迷惑をお掛けいたしますが、ご了承のほどお願い申し上げます。